

評 価 書

令和3年8月23日

宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業

2 事業の概要

別添資料1「事業概要」のとおり

3 県民生活及び社会経済に対する効果並びにその把握方法

別添資料2「評価結果」のとおり

4 評価の経過

令和3年6月 7日 行政活動の評価に関する条例第5条の書面（評価調書）の作成

令和3年6月 8日 宮城県行政評価委員会への諮問

令和3年6月 8日 行政活動の評価に関する条例第9条に基づく県民意見聴取

～7月 7日

令和3年8月11日 宮城県行政評価委員会からの答申

令和3年8月23日 県の自己評価の確定, 条例第10条に定める書面（評価書）の確定

5 行政評価委員会の意見

別添資料3「答申」のとおり

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会（大規模事業評価部会）における調査審議の経過、同委員会からの答申並びに県民意見聴取の結果を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した（評価結果の詳細は、別添資料2のとおり）。

なお、同委員会からの答申内容（評価書を作成するに当たり検討すべき事項等）に対する県としての検討結果は、次のとおりである。

(1) 答申内容に対する検討結果

【答申記1】

再編統合により閉校となる校舎の利活用方法について検討すること。

【検討結果1】

校舎の利活用については、過去の活用事例等を参考としつつ、地元市町の意向等をよく確認しながら、より良い活用が図られるよう検討を進めてまいります。

【答申記2】

地域のニーズや特性に配慮した教育内容や教育環境の整備に努めること。

【検討結果2】

教育内容については、地域のニーズや特性等を踏まえながら、令和3年度に教育基本構想としてまとめたところでありますが、引き続き具体的な教育内容や教育環境等の検討を進め、魅力ある学校となるよう努めてまいります。

(2) 県民意見に対する検討結果

別添資料4「提出された意見の概要及び事業担当課の見解」のとおり